

貿易救済措置説明会の開催

- 6月8日（金）、経済産業省講堂（本館地下2階）にて、貿易救済措置の説明会を開催しました。当日は、200名以上の方にご参加いただきました。

冒頭、飯田貿易管理部長からの挨拶の後、次の2つのテーマについて説明が行われました。

1. 貿易救済措置の最新動向と活用

貿易救済措置の制度概要や、世界・日本における活用状況についてご紹介したほか、貿易救済措置の調査の流れや申請を視野に入れた準備等についてご説明しました。

2. 他国による貿易救済措置への対応

近年の米国の貿易措置の動向についてご紹介したほか、他国が我が国の貨物に対して行うアンチ・ダンピング等の調査への対応のポイント等についてご説明しました。

説明終了後、フロアから活発な質問が寄せられました。



貿易救済措置
- 戦略的対応に向けて -

貿易救済措置（特にアンチ・ダンピング措置）は、近年、活用件数が増加しており、新興国による活用も拡大しています。

また、最近では、米国の通関法第232条に基づく措置等を発動し、公衆し、各国がこれに対する措置を講じるなど、通関法をめぐる環境は大きく変化しています。

本説明会では、貿易救済措置の最新動向、制度概要、効果、制度改正などについてコンパクトにお伝えします。また、他国による貿易救済措置への対応についてもご紹介します。

日時
平成30年6月8日（金）
10:00～11:45

場所
経済産業省講堂（本館地下2階）

講師
飯田 博一
貿易管理部長

第1部 10:00～10:45
貿易救済措置の最新動向と活用
経済産業省特務課長 高橋 謙

第2部 10:45～11:15
他国による貿易救済措置への対応
貿易管理部長 飯田 博一

第3部 11:15～11:45
質疑応答

申し込みURL: <https://www.ensuite.go.jp/TradeReliefMeasures/TradeReliefMeasures.html>

お問い合わせ
貿易管理部長特務課長 高橋 謙
Tel: 03-3501-9462

A D措置の発動要件

- A D措置の発動に当たっては、調査において、①ダンピングの存在、②国内産業への損害、③両者の因果関係の3つが示されることが必要です。

①ダンピングの存在

(例) 輸出国企業

- 輸出国国内向け販売価格 (120円)
- 日本向け輸出価格 (100円)
- ダンピングマージン率: 20%
= $(120 - 100) / 100$

②国内産業への損害

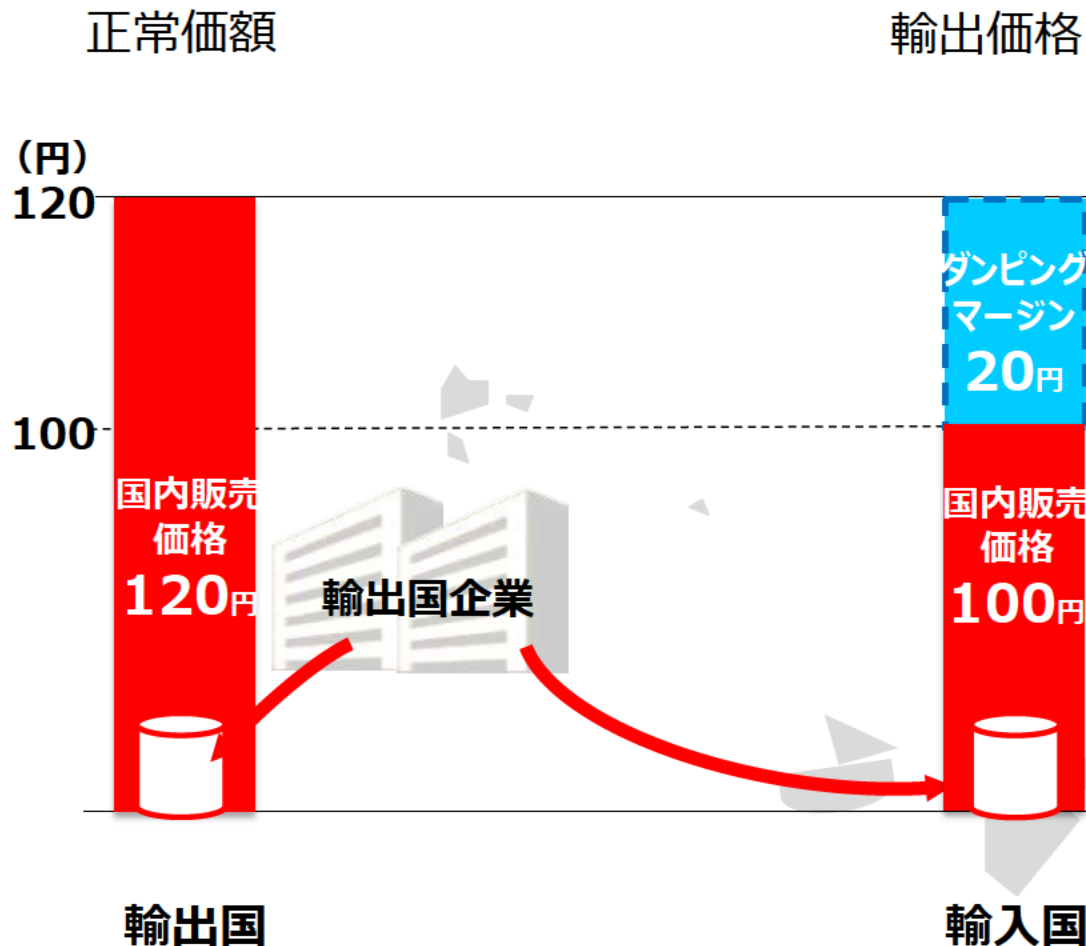
- 輸入数量の推移や国産品価格への影響を評価するとともに、損害指標 (販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率、操業度等) を総合的に評価。

③両者の因果関係

- ダンピング以外の要因 (第三国からの輸入、需要の変化、消費態様の変化等) を検討。

ダンピングとは

- 輸出価格が輸出国における通常の商取引における価額（正常価額）より低い場合には、この輸出貨物はダンピングされているものとみなされます。正常価額と輸出価格の差額はダンピング・マージンと呼ばれています。



正常価額と輸出価格

- AD協定では、正常価額や輸出価格としてどのような価格を用いるべきかの方針を示しています。
- **正常価額**は、輸出国内の国内販売価格を第1の基礎としつつも、一定の場合には、**第三国への輸出価格**又は**構成価額**を基礎として算出するとされています。

【第1の基礎】

輸出国の国内販売価格

- ・輸出国で通常取引において国内販売がない
- ・輸出国内市場における販売量が少ない**
- ・輸出国内市場が特殊な状況にある

・輸出国から第三国への輸出価格

・構成価額*

* 構成価額：製造原価、販管費、一般的な経費に利潤として妥当な額を加えた額

** 基本的に、輸出国内の販売量が輸入国への輸出量の5%未満の場合

- **輸出価格**は、輸入国に向けて輸出された製品の価格を基礎とします。ただし、輸入国の輸入者が輸出者と連合の関係（例：支配関係がある）にある場合には、当該輸入者が輸入国内の独立した買い手に最初に販売した価格を基礎とできるとされています。

輸出国

A社

連合

輸入国

a社

独立

輸入国

B社



A社からa社への輸出価格ではなく、a社からB社への販売価格を輸出価格算定の基礎とする。
(a社からB社の販売価格から遡り、A社の輸出価格を算出する。)

貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。